

配水管承認工事に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置の新設及び改良等に伴う、配水管の新設及び改良工事（以下「配水管承認工事」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 配水管承認工事は、田原市水道工事標準仕様書及び承認書に記された条件を遵守し施工しなければならない。

2 施工業者は、田原市指定給水装置工事事業者のうち水道施設工事又は管工事の技術を有する者でなければならない。

(設計及び申請)

第3条 配水管承認工事の設計に当たっては、現場を十分調査のうえ、田原市水道工事標準仕様書に基づき設計し、申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、田原市上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、管理者が認めた書類については、省略することができる。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 配管詳細図
- (4) 横断図
- (5) 公図
- (6) 使用材料一覧表
- (7) 誓約書
- (8) その他管理者が必要と認めた書類

2 配水管の管径は、 $\phi 50\text{mm}$ 以上とする。

3 配水管の管種は、管径 $\phi 100$ 未満は水道配水用ポリエチレン管（JWWA K144、K145）、管径 $\phi 100\text{mm}$ 以上はダクタイル鋳鉄管GX形（JWWA G120、G121）とする。

4 管理者は、第1項の申請について審査を行い、適当と認めるときは、承認書（様式第2号）を交付する。

5 配水管の材料は、管理者が承認している以外の物を使用する場合は、材料使用承認願い並びに管理者が求める資料を提出し、承認を受けなければならない。

6 配水管を分岐し、延長する場合は、仕切弁を設置しなければならない。

(配水管承認工事の責務)

第4条 申請者は、配水管承認工事完了後速やかに承認工事完了届（様式第3号）を管理者に提出し、管理者の検査を受けなければならない。

(工事の費用負担)

第5条 配水管承認工事の費用(既設給水管への接続費用を含む。)は、申請者の負担とする。ただし、次に掲げる事項については管理者の負担とする。

- (1) 配水管の分岐工材料費
- (2) 配水管の弁栓類材料費
- (3) 配水管の直管、異形管、継手の材料費
- (4) 既設給水管との接続に係る材料費

2 前項ただし書の規定にかかわらず、次に掲げる事項に当該する者については、申請者の負担とする。

- (1) 建築物用途区分が一戸建ての住宅(用途を示す記号、08010)でないもの
- (2) 営利目的であるもの

3 配水管承認工事申請書の審査後、管理者負担分の契約については、受託者が管理者に請書及び使用材料見積書(様式第4号)を提出する。

(配水管の分岐工)

第6条 既設配水管から分岐して配水管承認工事を行う場合は、不断水分岐工で施工するものとするが、申請者の責務において断水による施工を行うときはその限りでない。

2 配水管承認工事により濁水等の事故が発生した場合は、申請者の責務において解決しなければならない。

(施設の譲渡)

第7条 申請者は、配水管承認工事により布設された配水管を工事完了検査後に、管理者へ無償で譲渡しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に規定のない事項は、別途管理者と申請者で協議する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

配水管承認工事申請書

田原市上下水道事業

田原市長 殿

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

TEL

下記のとおり、配水管の（布設・付替）工事を行いたいので申請します。

なお、工事に当っては、貴水道事業の付される条件に違背しないことを誓約いたします。

記

- 1 施工場所 田原市 地内 市道 線
- 2 工事期間 承認の日から平成 年 月 日まで
- 3 工事概要 延長 L = m
管種 H P P E φ L = m
- 4 工事目的 邸新築のため
- 5 施工業者 住 所
氏 名
TEL
- 6 添付書類 位置図、平面図、配管詳細図、横断図、公図、使用材料一覧表、誓約書
その他管理者が必要と認めた書類

年 月 日

誓 約 書

田原市上下水道事業

田原市長 殿

申請者 住所
氏名

配水管承認工事に関して、下記のとおり誓約します。

記

- 1 工事にあたっては、承認書に付される条件を遵守します。
- 2 完了検査後は布設された施設について、管理者に無償譲渡します。

※必要に応じて項目を加入、削除すること

田水第 号
年 月 日

様

田原市上下水道事業
田原市長

配水管承認工事について（承認）

年 月 日付けで申請のあった配水管承認工事については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 工事は、田原市水道工事標準仕様書を遵守して施工すること。
- 2 道路占用協議等に必要な書類は、速やかに作成し提出すること。
- 3 申請書に変更を生じた場合は、直ちに管理者と協議すること。
- 4 本工事に起因する事故及び紛争は、申請者の責任において解決すること。
- 5 工事完了後は、速やかに完了届、竣工図、納品書、写真を提出し、検査を受けること。
- 6 本工事において布設された施設は、完了検査後、管理者に無償譲渡すること。

※必要に応じて項目を加入、削除すること

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

承 認 工 事 完 了 届

田原市上下水道事業

田原市長 殿

申請者 住所
氏名
TEL

下記のとおり、完了しました。

記

1 工事場所

2 工事期間 承認の日から 年 月 日まで

3 承認番号 田水第 号

4 承認年月日 年 月 日

5 完了年月日 年 月 日

6 施工業者 住所
氏名
TEL

年 月 日

納 品 書

田原市上下水道事業

田原市長 殿

受託者 住所

氏名

(名称及び代表者名)

下記のとおり、納品します。

記

- 1 物 件 名
- 2 納品場所 施工場所
- 3 納品内容 別添のとおり

請 書

下記の条件で物件の納入をお請けします。

記

- 1 物件名
- 2 数 量 別添のとおり
- 3 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規程により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 納入期日 年 月 日
- 5 納入場所 施工場所
- 6 その他 物件内容の検収の結果、不合格になった物件は遅延なく引取り、すみやかに代品を納入します。
- 7 この請書に定めるものを除き、田原市財務規則の定めるところによる。

田原市上下水道事業

田原市長 殿

年 月 日

受 託 者 住所
氏名

(名称及び代表者名)

印

